

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



質問状に対する回答について

令和5年10月2日付けで香芝市議会基本条例に基づき提出された質問状について、下記のとおり回答いたします。

記

地方税法違反に関する質問主意書

令和5年9月19日に開催された香芝市議会香芝市一般会計歳入歳出決算特別委員会（令和4年度決算審議）において、弊職の調査により延滞金730,620円（以下、「第一債権」という。）が、令和5年3月24日に時効を迎え債権消滅しているにも関わらず、香芝市一般会計歳入歳出決算書（以下、「決算書」という。）の調定額及び収入未済額に含まれていることが発覚した。即ち、令和4年度決算書の瑕疵が明らかになった。

その時効による債権消滅について質したところ、本債権に係る本税が平成30年3月23日に納付され、債権額（延滞金）確定したことから、平成30年3月26日に催告書及び納付書を滞納者に発送し、同日に預金照会も行っていることが、文書請求により明らかになっている。

香芝市は、その滞納者に係る預金照会において、滞納者の資産に対し銀行からの反対債権の存在から、滞納処分は行われていない。また時効を迎えるまでは、令和4年11月17日に改めて預金照会を行うに留まり、一切の滞納処分は行われていないことも明らかになっている。

更に弊職の調査で明らかになった上記と同様の事件として、平成30年5月7日に上記同理由により357,180円（以下、「第二債権」という。）の債権額（延滞金）が確定した。その香芝市債権は、令和5年5月8日に時効を迎えている。この事件については、債権額確定後の当日から令和2年8月24日の

預金照会まで一切の滞納処分は行われず裁量権の逸脱及び濫用が明らかになっている。その預金照会の内容では、滞納者の反対債権はなく、その後に反対債権が行われたとの理由から、滞納処分を再び放置している。

上記2件の香芝市債権である徴収金に対する滞納処分の職務怠慢は、地方税法に反する裁量権の逸脱及び濫用であり、香芝市に損害を与えたと言わざるを得ない。

そこで、以下の質問に回答されたい。

質問（1）上記2件の香芝市の債権に対する徴収金に対し、滞納処分を放置した理由として、香芝市は滞納者の資産に反対債権が存在したため、滞納処分ができなかった旨を答弁又は記者会見で述べている。然しながら、滞納者の預金及び資産は確認されており、反対債権が在るとの理由で滞納処分を行わないとする理由にはならないと思慮する。

この反対債権を理由とする滞納処分未執行は、香芝市の公式見解として捉えて良いものか、それとも担当者による答弁に瑕疵があるものかの確認を求める。香芝市の見解を示されたい。

【回答】

相手方に反対債権があったとしても、本件については滞納処分を行わない理由とはならないことから、担当者の答弁に瑕疵があったと考えます。

質問（2）質問主意書に示す第一債権及び第二債権について、一切の滞納処分を怠っていたことは事実であるか。香芝市の見解を示されたい。

【回答】

第一債権及び第二債権ともに、滞納処分は行われていません。

質問（3）質問主意書に示す香芝市の滞納処分の職務怠慢は、地方税法違反に該当する重大事件と思慮するが、香芝市の見解を示されたい。

【回答】

地方税法第373条「固定資産税に係る滞納処分」に違反するものと判断致します。

質問（４）第一債権に関しては、平成３０年４月１７日に担当課長及び課員が滞納者に対し訪問催告を行っている。その面談では税理士と相談して連絡すると行政文書には記録されるが、その後の対応の行政文書は一切見当たらない。そして令和５年３月の時効を迎えているが、何ら滞納処分の対応がなされていないことが事実であれば重大事件と鑑みるが、香芝市の見解を示されたい。

【回答】

第一債権について、平成３０年４月１７日以降、相手方に対する直接的な徴収活動は行われておらず、徴税に係る取り組みとして問題があったと判断致します。

質問（５）第一債権に関して、平成３０年３月２６日に納付書を送付していたことが行政文書に記録される。然るに地方税法の規定に基づく督促状の発送は行われていない。然らば地方税法に抵触すると思慮するが、香芝市の見解を示されたい。

【回答】

本税の督促をもって、延滞金についても督促を行ったものと見なされますが、本来であれば速やかに延滞金の滞納処分に移行しなければならないところ、それを行わなかったことが問題であったと判断致します。

質問（６）第二債権に関しては、債権額決定後に催告書及び納付書を送付している。しかし納付期日以降において令和２年８月２４日の預金照会まで、２年４か月の間、督促状の送付及び滞納処分は一切行われていない。預金照会後も同様であり、時効を迎え債権を消滅させている。これは明らかに地方税法に抵触する行為と思慮するが、香芝市の見解を示されたい。

【回答】

地方税法第３７３条「固定資産税に係る滞納処分」に違反するものと判断致します。

質問（７）第一債権及び第二債権については、地方税法の規定に基づく徴収猶予も与えていない。その理由を示されたい。

【回答】

徴収猶予は納期限までに納付することが困難な方に対する制度でありませんが、相手方はその要件に合致しなかった事が理由と判断致します。

質問（８）第一債権及び第二債権については、これまでの香芝市の見解では、執行停止を行うべき事由と思慮するが、しかし執行停止は行われていない。その理由を示されたい。

【回答】

財産調査が不十分なため、一部債務は確認できるものの、それが執行停止の要件であると断定できなかつた事が理由と判断致します。

質問（９）第一債権及び第二債権に関する説明において、滞納処分事務執行を行わない職務怠慢に関して、故意による虚偽の説明や弁明が行われていた場合、重大かつ明らかな香芝市の瑕疵と指摘できるが、その香芝市民への背信行為について、香芝市の見解を求める。

【回答】

職員が故意に基づく虚偽説明を行った場合、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反すると判断致します。

質問（10）香芝市債権管理規則は行政規則であり命令を文書規定したものであるが、質問主意書に記す職員の裁量の逸脱及び濫用は、地方税法及び債権管理規則に抵触する。これ等の行為は、地方公務員法第32条に抵触するものと思慮するが、香芝市の見解を示されたい。

【回答】

法令や条例の他、地方公共団体の定める規則や規定に反する行為は、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に違反すると判断致します。

質問（11）第一債権及び第二債権の双方とも債権額が確定した初動に重大な瑕疵が見受けられるが、租税に係る公平性、平等性及び香芝市の裁量の逸脱

及び濫用は、地方公務員法第 32 条、第 33 条、第 35 条に反する重大事件に該当すると鑑み、その責任の所在を明確にすることは避けられないと思慮する。香芝市の見解を示されたい。

【回答】

本件について、これまでの経緯に関する調査及び責任の所在の明確化を行って参ります。